



広報

FUKAURA

ふかうら

No.383

発行／青森県深浦町

編集／総合戦略課

新型コロナウイルスワクチン接種に関するお知らせ

世界で流行している新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図るために、世界中でワクチン接種が進められています。国内においても予防接種法が改正され、新型コロナウイルスワクチン接種を臨時に行う予防接種として、4月以降に順次、高齢者からワクチン接種が進められていく予定となっています。今回は、新型コロナウイルスワクチン接種に関する情報をお知らせします。

対象は？

16歳以上の全町民が対象となります。

新型コロナウイルスワクチン接種は努力義務が課されており、「接種を受けるように努めなければならない」とされています。（妊婦には努力義務は課されていません。）

いつ接種できるの？

大量のワクチンは徐々に供給されることとなりますので、一定の順位を決めて接種を行っていきます。

感染すると重症化するリスクの高い方から接種を始めることとなっています。

【接種順位】

- ①高齢者（令和3年度中に65歳以上になる方：昭和32年4月1日以前に生まれた方）
 - 75歳以上の方
 - 65歳以上74歳以下の方
- ②基礎疾患のある方（慢性の呼吸器・心臓・腎臓・肝臓病、服薬中等の糖尿病、免疫低下、基準以上の肥満等）
- ③高齢者施設等の従事者
- ④60～64歳の方
- ⑤それ以外の方

接種時期はワクチンの供給により国が示すこととなっています。

現時点（3月1日）では4月1日以降に高齢者への接種を始める見込みとなっています。

町では、ワクチンが供給され次第、接種日程を決めて、対象となる方へ案内をお送りします。

（案内が自宅へ届くまでお待ちください。）

次ページへ続く

どこで接種できるの？

原則として町に住所のある方は町内で接種していただきます。なお、下記の方は町外で接種可能となる見込みです。

- ・入院や入所している場合
- ・基礎疾患で治療中の医療機関で接種する場合
- ・里帰り出産の妊産婦
- ・単身赴任や遠隔地へ住む学生

町では集団接種会場を3ヶ所設ける予定です。（深浦町町民体育館、ふれあいと創造の館、深浦町農村環境改善センターを予定）接種会場は、ワクチンが供給され次第、接種日程と共に、対象となる方へ案内をお送りします。（案内が自宅へ届くまでお待ちください。）

接種するにはどうすればいいの？

供給されたワクチンを無駄なく使用するために、集団接種は完全予約制で行います。

①案内が自宅に届く



②ワクチン接種予約専用ダイヤルに電話または健康推進課
（新型コロナウイルスワクチン接種対策室）窓口へ



③接種日時を予約



④予約した日時に下記の物を持って集団接種会場にお越しいただく

- ・町から送付される『接種券』と『予診票』
- ・『身元確認書類（健康保険証や運転免許証など）』

料金は無料です

予約受付期間や予約専用ダイヤルは、ワクチンが供給され次第、接種日や接種場所と共に、対象となる方に案内をお送りします。（案内が自宅へ届くまでお待ちください。）

『接種券』と『予診票』も同時にお送りします。

供給されたワクチンの量に合わせて予約可能人数が決まりますので、予約可能人数を超えた場合は、次回に供給された際の予約となります。

ワクチンのことを詳しく知りたい

【ワクチンの投与方法】

- ・筋肉内に接種します。集団接種会場に来る際は、肩の部分がすぐに出せるような服装で来てください。
- ・ワクチンは2回接種します。1回目の接種後、通常は3週間の間隔で2回目を接種します。

【ワクチンの効果・安全性等】

ワクチンの安全性、品質

- ・接種に用いる新型コロナウイルスワクチンは、国内外で臨床試験を行い、その結果に基づいて、有効性と安全性、品質を審査し、承認されたワクチンを使用します。

ワクチンの有効性

- ・接種に用いるワクチンは、ワクチンを投与した人の方が投与していない人よりも、新型コロナウイルス感染症を発症した人が少ないということがわかっています。

ワクチンの効果の持続期間

- ・臨床試験や接種が始まってからあまり時間が経過していないため、明らかになっていません。今後の情報が明らかになるのを待つ必要があります。

変異株のウイルスへの効果

- ・ウイルスは絶えず変異をおこしていくもので、小さな変異でワクチンの効果がなくなるというわけではありません。ファイザー社のワクチンは、変異株の新型コロナウイルスにも作用する抗体が作られたとの実験結果が発表されています。

【ワクチンの主な副反応】

接種後すぐに現れる可能性のある症状

- ・極めてまれですが、アナフィラキシー（急性アレルギー反応）が発生したことが報告されています。米国では、ファイザー社の新型コロナウイルスワクチン接種後に報告されたアナフィラキシーは、100万回あたり5例です。（1月18日現在）
- ・ワクチン接種後に次のような症状が現れることがありますが、大部分は数日以内に回復しています。

注射した部位の痛み、疲労、頭痛、筋肉痛、さむけ、関節痛、発熱、注射した部位の腫れ

予防接種は、感染症による患者発生や死亡者の大幅な減少をもたらす大きな役割を持ちます。

そして、感染症の流行を抑えるためには、多くの方が接種し国民全体の免疫水準を高める必要があります。しかし、多くの方にワクチンを接種することで、極めてまれですが健康被害が生じることもあり得ます。

今回の接種で用いる新型コロナウイルスワクチンは、新しい種類のものであるため、不安を感じている方もいるかもしれません。しかし、新型コロナウイルスに感染して重症化するリスクより、まれに生じる健康被害の方がはるかにリスクは低いのです。

そして、接種はご本人の意思により同意のもとに行われます。

今後も新型コロナウイルスワクチン接種に関する情報をお伝えしていきますので、ぜひ、新型コロナウイルスワクチン接種について理解を深めていただければと思います。

□問合せ先

健康推進課（新型コロナウイルスワクチン接種対策室）

TEL 82-0288

深浦町住環境リフォーム推進事業

町では、個人住宅の居住環境の質の向上を目的として、町内建設業者等の施工による既存住宅の居住性・耐久性・耐震性の向上など安全・安心で快適な生活を営めるような住環境リフォーム工事を行う町民の方を支援します。

町補助額	リフォーム工事※1 ※工事費50万円（税込）以上から	下水道接続工事※2 ※工事費10万円（税込）以上から
補助率（工事費の）	10%	15%
補助限度額（最大）	20万円まで	10万円まで
	リフォーム工事と下水道接続工事の併用で最大30万円まで ※併用の場合は工事費10万円（税込）以上からが対象となります。	

※1 別表に掲げる住宅の安全性、耐久性、耐震性及び居住性を向上させるための工事。

※2 生活雑排水集合処理区域（岩崎・沢辺地区〔特定環境保全公共下水道〕及び大間越・黒崎・田野沢・北金ヶ沢・関地区〔漁業集落排水〕）において、これまでの排水設備（くみ取り式トイレや浄化槽）から下水道に切り換える工事及びトイレの水洗化とそれに伴うトイレ内装等の改修工事。

《補助対象者》

次のいずれにも該当する方

- ①町内に住所を有する者（住民基本台帳法に基づき住民票に記載されている者をいう）
- ②住環境リフォーム工事を行う住宅の所有者及び居住者であること。ただし、当該工事を行う住宅の所有者が、対象者の親（対象者の配偶者の親を含む。）または子の場合は所有者と同等とみなす。
- ③同一世帯に属する者全員が町税等を完納していること。
- ④過去にこの事業及びリフォーム支援事業による補助金の交付を受けていない者またはリフォーム支援事業による補助金の交付を一度のみ受け、その補助金が30万円に満たなかった者で、下水道接続工事による補助金を受けようとする者。

《補助対象住宅》

個人住宅で次のいずれにも該当する住宅

- ①町内に存する個人住宅であり、本人またはその家族が居住している住宅であること。
- ②居住用及び業務用に併用している住宅であること。ただし、別荘は除く。

《補助対象工事》

次の各号の全てを満たす工事とする

- ①リフォーム工事に要する費用が50万円（消費税相当額含む）以上または、下水道接続工事に要する費用が10万円（消費税相当額含む）以上であること。下水道接続工事とリフォーム工事を併せて行う場合は、10万円（消費税相当額含む）以上であること。
- ②工事着工時において、建築後1年を経過していること。
- ③住宅部分と非住宅部分併せて工事を行ったときは、住宅部分の床面積を住居部分及び非住居部分の床面積の合計で除して得た商に、当該リフォーム工事に要した費用の額を乗じて算出するものとする。
- ④当該リフォーム工事を行う者は、深浦町内に住所を有する法人及び個人業者で、町税を完納していること。
- ⑤完了実績報告書の提出ができる工事であること。

ただし、次に掲げる工事については、補助対象外とする

- ①公共工事の施工に伴う補償費となる工事
- ②門・塀等、いわゆる外構工事（リフォーム等工事に関わる工事を除く）
- ③補助金の交付が適当でないと認められる工事及び工事費用

≪補助率・補助限度額≫

- ①リフォーム工事に要する費用の10％に相当する額（ただし千円未満は切り捨て）とし、補助金の額が20万円を超える場合は20万円を限度とする。
- ②下水道接続工事に要する費用の15％に相当する額（ただし千円未満は切り捨て）とし、補助金の額が10万円を超える場合は10万円を限度とする。ただし、リフォーム支援事業による補助金の交付を受けた対象者が、補助金の交付を受けようとするときの補助金の限度額は、リフォーム支援事業により交付を受けた補助金の額を30万円から減じた額と10万円のいずれか低い額とする。
- ③上記工事を併せて行う場合、それぞれの補助金を加算した額とし30万円を限度とする。

☆受付期間☆

4月1日（木）～7月30日（金）

※申請の受付は、予算の状況により途中で締め切ることもありますので御確認ください。

別表【深浦町住環境リフォーム推進事業 リフォーム工事補助対象工事一覧】

NO	対象	対象工事の内容	備考
1	○	屋根の葺き替え、塗装、外壁の張替・塗装など	
2	○	部屋の新設・間仕切りの変更	
3	○	壁紙や床の張替などの内装工事	下水道接続工事に伴うトイレ内装改修を除く
4	○	耐震補強・改修工事	
5	○	窓・ガラスの取付・交換（断熱改修など）	
6	○	室内の建具等の交換	
7	○	バリアフリー改修（手摺、段差解消、廊下拡幅）	
8	○	外壁、屋根、天井の断熱化工事	
9	○	風呂、台所、トイレ等の水回り改修工事	下水道接続工事に伴うトイレの水回り改修及びその他排水管接続工事を除く
10	○	バルコニーや雪止めの設置	
11	○	畳の取替え（表替え含む）	
12	○	車庫・物置の設置及び増改築（別棟の場合も含む）	住宅用に限る
13	△	室内カーテンの取付、取替（カーテンレール含む）	内装工事と一体のみ
14	△	住宅の解体工事のみ（全部、一部）	リフォーム工事が伴えば可
15	○	住宅用太陽光発電システムの設置	
16	○	給湯設備機器の設置	
17	×	電話やインターネットの配線工事	
18	×	造園、門扉、ブロック塀等の外構	
19	○	その他町長が認める工事	

※上記の工事は一例です。詳しくは、建設課まで問合せください。

□問合せ先 建設課 TEL 74-4413

深浦町定住促進住宅（大戸瀬住宅D棟）の入居者を募集します！

大戸瀬住宅D棟の入居申込を随時受付中です。住宅への入居を希望される方は、下記の内容を確認のうえお申込みください。

■住宅概要

名 称	深浦町定住促進住宅大戸瀬住宅
所 在 地	深浦町大字関字柝沢58-3（国道101いこいの駐車帯隣接）
住宅の構造	木造2階建て、一戸建て住宅
1戸あたりの間取り	2LDK 1・2階合わせて27.8坪（91.91㎡）〈次ページ平面図参照〉
主な設備等	オール電化、浴室乾燥機、冷暖エアコン（各部屋計3台）、小屋裏収納、カーポート（2台分）
家賃・敷金	家賃：月額40,000円 敷金：家賃2か月分（80,000円）

■募集戸数 1戸分（1世帯分）

■入居時期 令和3年4月1日以降の入居

■申込受付期間 **随時受付中**

■入居資格 ※以下の全ての要件を満たしている必要があります。

- ①町内在住または深浦町に住む予定の方で、公租公課を滞納していないこと
- ②夫婦（婚姻予定者含む）、または中学生以下の扶養する子どもと同居する家族であること
- ③入居開始時点で世帯主またはその配偶者が満45歳未満であること
- ④家賃を納付できる収入があること
- ⑤同居者を含め暴力団員でないこと

＜入居申込用紙＞

役場建設課・大戸瀬支所・岩崎支所及び町ホームページからも取得できます。

■入居申込方法

入居申込書に下記書類を添付して役場建設課に提出してください。

- ①入居予定者全員の住民票の写し
- ②入居予定者全員の収入及び所得を証する書類（令和2年分の所得証明書等）
- ③入居予定者全員の健康保険被保険者証の写し
- ④納税証明書（同居者を含む。）

■申込多数の場合の選考

以下の要件①から順に合致する方から優先して入居者として決定します。

- ①入居者全員が町外からの移住者であること
- ②入居者全員が概ね1年以上町内に居住し、転入後3年以内の移住者
- ③中学生以下の同居人がいること
- ④世帯全体の年間所得額が200万円未満であること
- ⑤申込時に修道小学校区に在住していること
- ⑥災害時の事情により、緊急に入居させる必要があること

※いずれの事項でも順位をつけ難い場合は、公開抽選にて決定します。



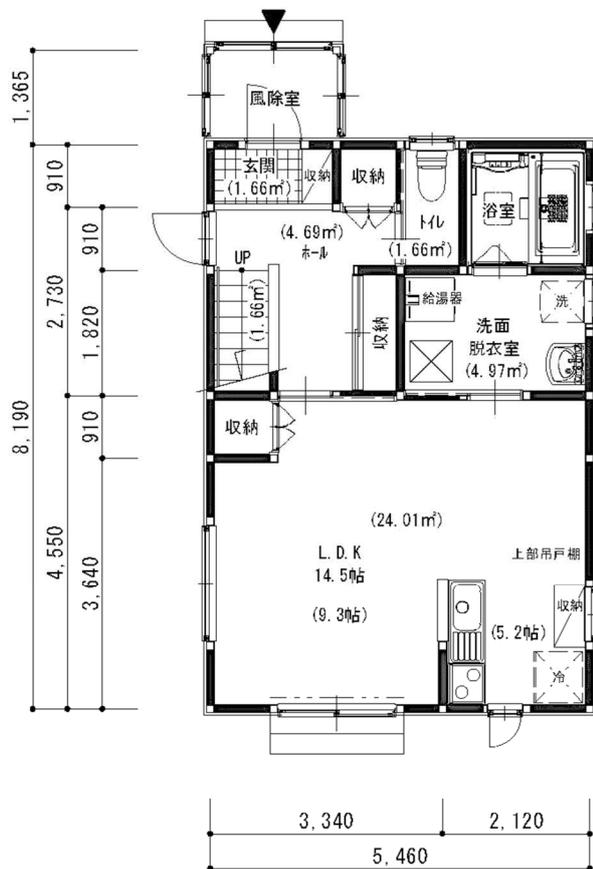
■入居者に決定した場合の入居手続き

以下の手続きのうえ、町が通知する入居可能日以降 14 日以内に入居をお願いします。

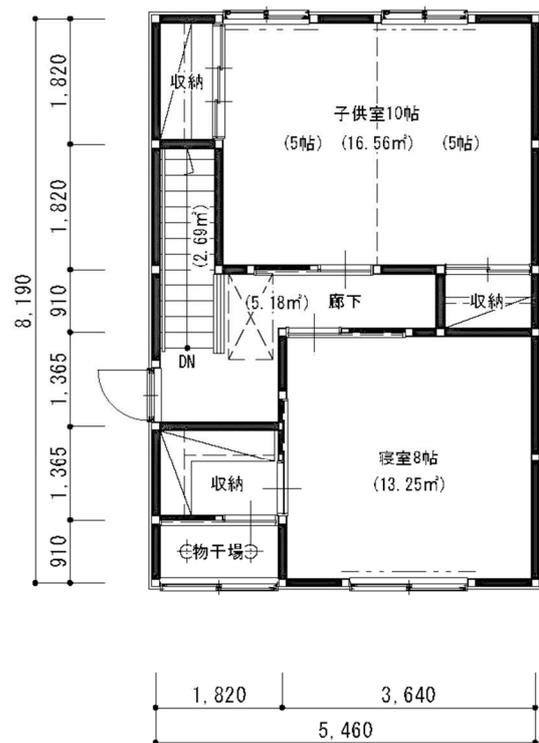
- ①敷金の納付
- ②賃貸借契約の締結（保証人 1 名の連署捺印した賃貸借契約書と関係書類を提出）

■入居にあたっての留意点

- ①一度の契約で入居できる期間は 2 年間（24 か月）です。ただし、同居して高等学校等の教育機関に通学する満 20 歳以下の子どもがいる場合、その教育機関を卒業するまでの期間は、更新手続きのうえ、継続して入居することができます。
- ②敷地を含めてペットを飼うことはできません。（盲導犬などの場合は応相談）
- ③損害保険（家財・借家人賠償・個人賠償）への加入を義務付けます。
- ④上記のほか、本住宅に関係する町の条例や規則、指示事項を遵守していただきます。



1階間取り



2階間取り

○入居を希望する方で、住宅の見学を希望する場合は下記問合せ先までご連絡ください。

□問合せ先

建設課 管理係 TEL 74-2111 及び深浦町ホームページをご覧ください。

農業用施設・機械等の導入や大雪・暴風被害からの再建を支援します

農業用の施設や機械の導入にあたっては、各種支援策を活用いただけますので、気軽にお問合せお申込みください。

特に、今冬（令和2年12月以降）の大雪・暴風による被害を受けた施設の撤去及び修繕・再建、機械の導入等に支援策（補助事業）を活用したい方は、お早めにご連絡ください。

◆今冬の大雪・暴風による被害を受けた施設（パイプハウス等）の撤去及び再建、機械の更新等に対する支援策「強い農業・担い手づくり総合支援交付金（地域担い手育成支援タイプ）」の要件・留意事項

- ・補助率3／10以内
- ・全体事業費が50万円以上
- ・修繕・再建した施設等は、園芸施設共済や民間の建物共済、損害保険等に加入する必要がある場合があります。

・倉庫や農機具を格納するためのパイプハウス等は、建築基準法に基づく整備が必要となります。

・その他、状況により各種要件や必要となる書類があります。

◎補助の申込み手続き前に行った取組（撤去、修繕・再建等）も対象となります。その場合は、被害状況や取組に係る作業状況等を確認できる写真や記録、外注した場合の見積書や領収書等の書類が必要となります。

□申込・問合せ先

農林水産課 農業振興係
Tel 74-44411

※「強い農業・担い手づくり総合支援交付金（地域担い手育成支援タイプ）」をはじめ、国の各種支援策については、農林水産省のホームページにてご覧いただけます。

後期高齢者医療被保険者のみなさまへ

◆保険料は納期限内に納めましょう

保険料を滞納すると、通常より有効期限が短い保険証が交付される場合があります。災害により住宅等に著しく損害を受けた場合や、世帯主の収入が著しく減少した場合など、保険料の減免が認められることがありますので、お早めにご相談ください。

◆新たに後期高齢者医療制度に加入する方の保険料の納め方について

後期高齢者医療保険料は、年金からの天引き（特別徴収）が原則ですが、新たに後期高齢者医療制度に加入することとなった方は、年金からの天引きが開始されるまで時間がかかるため、加入当初は納付書で納めていただくこととなります。

口座振替を希望される場合は手続きが必要です。これまで国民健康保険税（料）を口座振替で納

めていた方も、改めて手続きが必要です。

◆マイナンバーカードの取得促進について

令和3年3月（予定）から、マイナンバーカードを被保険者証として利用できる「オンライン資格確認」の仕組みが、準備の整った医療機関等から順次始まります。

マイナンバーカードの取得は任意ですが、まだお持ちでない方はこの機会に取得をご検討ください。なお、現在の被保険者証がなくなるものではありません。引き続きお使いいただけます。

交付申請手続きについては、マイナンバー総合サイト

<https://www.kojinbango-card.go.jp/>

または、マイナンバー総合フリーダイヤル0120-95-0178でご確認ください。

□問合せ先

青森県後期高齢者医療広域連合
Tel 017-721-3821
福祉課 国民健康保険係
Tel 74-2117 内線138

**中小企業にも同一労働
同一賃金の適用が開始
されます！**

本年4月1日から、中小企業にも「同一労働同一賃金」が適用されます！

◆「パートタイム・有期労働ポータルサイト」では、同一労働同一賃金に関する情報をお届けしています！

・同一労働同一賃金の内容（パートタイム・有期雇用労働者に対する不合理な待遇差の禁止や、説明義務の強化など）について、動画により解説しています。

・取組事例、点検・検討マニュアル、チェックツールの公開を行っているほか、オンラインセミナーなどの案内を行っています。

<https://part->

tanjikan.mhlw.go.jp/

◆具体的な労働管理の手法、制度の見直しについての相談は、青森県働き方改革推進支援センターへ

Tel 0800-800-1830

【QRコード】



【イメージキャラクター】

パゆうちゃん



□問合せ先

五所川原労働基準監督署

労働時間相談・支援班

Tel 0173-3512309

**2021年度国家公務員
「国税専門官採用試験」
（大卒程度）のお知らせ**

仙台国税局では、バイタリテイ

ーあふれる国税専門官を募集しています。国税専門官は、国の財政を支える重要な仕事を担い、税務署等において、調査・徴収・検査の指導などを行う税務のスペシャリストです。

◆受験資格

（1）平成3年4月2日から平成12年4月1日生まれの者

（2）平成12年4月2日以降生まれの者で次に掲げるもの

- ①大学を卒業した者及び令和4年3月までに大学を卒業する見込みの者
- ②人事院が①に掲げる者と同等の資格があると認める者

◆受験申込受付期間

3月26日（金）～

4月7日（水）

◆受験申込方法

受験申込はインターネット申込とする。

・国家公務員試験採用情報ナビ
<https://www.jinji.go.jp/saiyo/saiyo.html>

◆第1次試験日

6月6日（日）

□問合せ先

仙台国税局

人事第二課試験研修係

Tel 022-263-1111

（内線 3236）

人事院東北事務局

Tel 022-221-2022

鯨ヶ沢病院からの

お知らせ

鯨ヶ沢病院より、整形外科外来の休診についてお知らせします。

◆休診日

整形外科外来

3月22日（月）

□問合せ先

鯨ヶ沢病院

Tel 72-3111

深浦町会計年度任用職員採用試験のお知らせ

町では次のとおり会計年度任用職員を募集します。

- 受付期間 3月12日（金）から3月19日（金）まで 【消印有効】
- 試験日 3月24日（水）
- 試験会場 面接試験：深浦町役場 3階 大会議室

1 募集職種一覧

区分	試験区分	職務内容	受験資格	①勤務時間 ②週勤務日数 ③勤務場所	報酬(給料) 基準額	募集人員
1 行2	A-1 特別支援教育支援員	専門事務 (教育上特別な 支援を要する	資格不要	①8:00~16:00 ②週5日 ③各小・中学校	日額 6,722円~	若干名
2 行3	A-2 特別支援教育支援員	児童生徒への 学習や学校生 活支援等)	教育職員 普通免許 (第一種)	※年間40週程度 夏季・冬季休業 期間は勤務なし	日額 7,329円~	
3 労1	B 学校調理員	町内3小学校で の給食調理	資格不要	①8:00~16:00 ②週5日 ③各小学校 ※年間40週程度 夏季・冬季休業期 間は勤務なし	日額 6,283円~	1名

2 全職種勤務条件等共通事項

任用期間	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
休暇	年次休暇が付与されるほか、特別休暇として有給休暇である忌引休暇、結婚休暇、夏季休暇等、無給休暇として産前・産後休暇、介護休暇、看護休暇等が取得できます。
給与	①報酬 報酬の額は、常勤職員の給料月額を定める行政職の給料表を基礎に、職種、業務内容、勤務形態等に応じて決定されます。※上記の一覧を御確認ください。 (支給要件に応じ、通勤費分費用弁償、期末手当を支給。退職手当等は支給されません。) ②その他 時間外勤務または休日勤務が発生した場合には、その勤務に応じ、報酬に加算または手当が支給されます。
社会保険	雇用保険法、厚生年金保険法及び健康保険法の被保険者となります。
条件付採用	1か月間の条件付採用期間があり、この期間を良好に勤務した場合に正式採用となります。(月の勤務日数が15日に満たない場合は、日数が15日に達するまで延長)
その他	原則として、正職員と同じく地方公務員法が適用されます。また、条例等の改正により勤務条件等については、変更される場合があります。

3 受験資格

◎地方公務員法第16条により、次のいずれかに該当する者は受験できません。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 深浦町の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

4 試験日及び方法等

試験日	試験区分	試験方法	試験会場（集合場所）
3月24日（水）	※日時等詳細については個別に通知します	面接試験	深浦町役場 3階 大会議室

5 受験手続

提出書類	①受験申込書（希望する区分及び試験区分を必ず記載してください。） ②面接カード ③資格取得を証明する書類の写し（受験資格に記載がある職種）
受付期間	3月12日（金）から3月19日（金）まで 【消印有効】 ①持参の場合 8時15分から17時まで（土・日・祝日除く） ②郵送の場合 封筒の表に「会計年度任用職員申込書」と朱書きしてください。
申込及び 問合せ先	深浦町教育委員会教育課 学務係 〒038-2324 深浦町大字深浦字苗代沢84番地2 TEL 0173-74-4419

※①受験申込書、②面接カードについては、深浦町ホームページからダウンロードするか、深浦町教育委員会、岩崎支所、大戸瀬支所で配布します。

林業座談会開催中止のお知らせ

今年度も、林業座談会の開催を予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中止とさせていただきます。

□問合せ先

つがる森林組合 TEL 0173-72-2436
農業委員会 TEL 74-4420

会計年度任用職員（看護師）採用試験のお知らせ

町では次のとおり会計年度任用職員を募集します

◎受付期間 3月12日（金）～ 3月19日（金）【必着】

◎試験日時 3月25日（木）午後2時 ◎試験方法 面接試験

◎試験会場 深浦町保健センター 会議室

1 募集要領

任用期間	4月1日から9月30日まで（任用期間を延長する場合があります）
募集人員	2名
業務内容	看護師業務
資格要件	看護師免許証を有する者
勤務条件	①勤務時間 午前8時15分から午後4時45分（休憩1時間） ※週休二日制 ※時間外勤務や土日勤務がある場合もあります ②休暇 年次休暇が付与されるほか、特別休暇として有給休暇である忌引休暇、結婚休暇、夏季休暇、子の看護休暇等、無給休暇として産前・産後休暇、介護休暇等が取得できます。 ③勤務場所 深浦診療所もしくは今後設置予定の新型コロナワクチン接種会場（町内）
給与	①報酬 正看護師：月額 189,194円～ 准看護師：月額 157,839円～ （支給要件に応じて、通勤費分費用弁償、期末手当が支給されます。退職手当等は支給されません。） ②その他 時間外勤務または休日勤務が発生した場合には、その勤務に応じ、報酬に加算または手当が支給されます。
社会保険	雇用保険法、厚生年金保険法及び健康保険法の被保険者となります。
条件付採用	1か月間の条件付採用期間があり、この期間を良好に勤務した場合に正式採用とります。 （月の勤務日数が15日に満たない場合は、日数が15日に達するまで延長）
その他	原則として、正職員と同じく地方公務員法が適用されます。また、条例等の改正により勤務条件等については、変更される場合があります。

2 受験資格

- 地方公務員法第16条により、次のいずれかに該当する者は受験できません
- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者
 - (2) 深浦町の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

3 応募手続

提出書類	①受験申込書 ②面接カード ③看護師免許証の写し ※試験終了後の応募書類の返却はいたしませんので、あらかじめご了承ください
受付期間	3月12日（金）～ 3月19日（金）【必着】 ①持参の場合 平日：午前8時15分から午後5時まで（土・日曜日、祝日を除く） ②郵送の場合 封筒の表に「会計年度任用職員申込書」と朱書きしてください
申込及び問合せ先	深浦町総務課 行政係 〒038-2324 深浦町大字深浦字苗代沢84番地2 電話0173-74-2112

※①受験申込書、②面接カードについては、町ホームページからダウンロードするか、役場総務課で配付します。